

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部 局 名	保健福祉部		
	課 名	介護保険課		
	係 名	介護認定係		
	記 入 者		電話(内線)	144

1. 事業の概要			
(1) 事業種別 [新規又は継続]	継続	(2) 事務事業 の名称	要介護認定事業
		(3) 事業の 優先度	A
(4) 総合計画での位置づけ		(6) 事業主体	市
① 事業の区分	主要事業	(7) 予算・ 財源等 の種別	事業の性質 一般事業費(ソフト事業)
② 施策コード	14103 (総合計画掲載ページ 61 ページ)	会計区分	特別会計
基本目標(政策)	1ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)	財源区分	市単独
基本施策	1-4ゆとりをもって暮らせる高齢者福祉の充実(高齢者福祉)	予算科目	款 1 項 3 目 1・2
施策	①高齢者福祉の総合的な推進	予算書上の 事業名称	介護認定審査会運営経費・介護認定事務経費
施策内容	3介護保険の適性運営		(予算書 266 ページに掲載)
(5) 事業期間	開始 平成 12 年 4 月から 終了 年 月まで (力年)	(8) 事務分類	自治事務
		根拠法令	介護保険法

2. 事業の目的及び内容			
(1) 対象 (だれに対して・何に対して行うのか)	要介護・要支援認定申請者	(3) めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)	要介護・要支援認定申請日から30日以内に適正な要介護認定を実施する。
(2) 手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)	本市の被保険者からの要介護・要支援認定申請に対して、認定審査会を開催し、公平公正な審査を行い、要介護度(要支援、非該当)を適正に決定する。 ①介護認定申請若しくは区分変更申請の相談や更新申請依頼 ②認定申請書受理 ③訪問調査 ④主治医意見書取得 ⑤一次判定及び審査会資料作成 ⑥認定審査会 ⑦要介護度(要支援及び非該当を含む)結果通知	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし)	
(5) 事業をとりまく環境の変化 (社会環境、市民ニーズ等) や市民・議会の要望、意見等とそれに対する対応 高齢化の進展や介護保険制度の定着、親世代との同居を煩わしいと思う人たちが増え、核家族化や単身世帯化といった近年の家族形態や介護保険サービスの利用も高まっているため、調査件数、審査件数だけでなく資料作成にかかる事務量も増加している。 平成27年度より認定調査員1名を増員し、嘱託調査員6名体制。遅延のないよう一般職員も訪問調査を実施するとともに毎週2回(火・金)の夜間に審査会を開催している。			

3. 事業コスト											
行政評価		実績内容の評価		検討・改善							
実施計画		検討・改善内容を反映									
● 予算内訳		実績額（千円）		当初予算額（千円）		計画額・見込額（千円）					
事業内容		27 年度		28 年度		29 年度		30 年度		31 年度	
(1) 事務事業費	介護認定審査会運営経費(報酬)	8,759		9,310							
	〃（役務費）	479		584							
	〃（委託料）	443		436							
	〃（旅費・需用費・使用料及び賃借料・備品購入費）	825		479							
	介護認定事務経費（報酬）	12,271		12,896							
	〃（需用費）	291		642							
	〃（役務費）	8,935		9,649							
	〃（旅費・委託料・負担金補助及び交付金・公課費）	28		110							
	合計	32,031		34,106							
	財源	国庫支出金（千円）									
県支出金（千円）											
地方債（千円）											
その他特定財源（千円）											
一般財源（千円）		32,031		34,106							
合計（千円）		32,031		34,106							
補助・起債制度名											

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）					指標の名称	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）											
指標名	審査判定件数	目標値	件		1,960	1,970	1,980	1,990			
		実績(見込)値		1,949	1,960						
	審査会1回あたりの平均判定件数	目標値	件		21	22	22	22			
		実績(見込)値		22	21						
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）											
指標名	処分(判定結果交付)に要した平均日数	目標値	日		30	30	30	30			
		実績(見込)値		38	30	30	30	30			
		達成率		126.7 %	100.0 %						
	要介護認定率(第1号被保険者)	目標値	%		13	14	14	15			
		実績(見込)値		13	13	14	14	15			
		達成率		86.9 %	86.7 %						
5. 事業評価											
(1) 平成27年度の行政評価結果をうけて、平成27年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。 主治医意見書取得にあたって、定期的な進捗管理を徹底し、審査判定遅延減少に努めた。											
(2) 項目別評価											
評価項目・客観的評価					理由						
必要性	事業の必要性	A	必要性は高い	公平で適正かつ迅速な要介護認定を行うことにより、適切な介護保険サービスが提供され高齢者の自立支援に結びつくこととなる。							
妥当性	実施主体の妥当性	A	妥当である	介護保険法第14条により市に介護認定審査会を設置することが義務付けられている。							
	手段の妥当性	A	妥当である	現状の手段が一般的であるとする。							
効率性	コスト効率 人員効率	B	どちらとも言えない	現在の手法でのコスト効率は高いと思われるが、様々な観点から検証を行うことによってさらに効率性を高める余地はあると思われる。							
公平性	受益者の偏り	B	どちらとも言えない	本人や家族の受け入れが難しいと申請につながらないケースがある。							
有効性	成果の向上	B	どちらとも言えない	介護認定制度の周知が図られ、一定の効果はあるが、実利用のない区分認定のみの更新者等は庁内関係部署へ円滑につなぎ、再度適切な介護認定にフィードバックする必要性あり。							
進捗度	事業の進捗	B	どちらとも言えない	迅速な対応に努めてはいるが、判定結果までに30日を超える場合もある。							
(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください。 できるだけ遅滞のない適正な調査や審査判定に努めているが、今後の更なる高齢化や認定率上昇によっては事務処理遅延が生じる可能性がある。また、適正な審査判定により適切な介護保険サービスを提供していくためには、質の高い認定審査委員の全体会議や定期的に認定調査員間の打ち合わせを実施し、合議体間や調査員間のさらなる平準化に努める必要がある。											
(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？ 訪問調査、主治医意見書取得、審査会資料作成、審査会開催の各業務に関して進捗管理の徹底や事務処理のスリム化を図り、30日以内の判定結果交付に努める。 また更新申請に関してはケアマネージャーや家族、地域包括支援センター等庁内関係部署とも連携し、介護サービス給付に滞りがないよう適切なサービス提供の充足率アップにつなげる。											
6. 事業の方向性判断											
評価主体		28年度以降の事業の方向性			評価理由・根拠						
(1) 記入者評価 記入者が評価を行う		改善・改革しながら継続(成果向上・コスト維持又はコスト削減、成果維持・コスト維持又はコスト削減)			注) 記入者は「5. 事業評価」を記載するため、この欄は未記入で結構です。						
(2) 一次評価 担当課長が評価を行う		改善・改革しながら継続(成果向上・コスト維持又はコスト削減、成果維持・コスト維持又はコスト削減)			公平・公正な介護認定を推進することが重要であり、統一基準に基づき調査を実施し、速やかに認定審査会に掛けるよう努めるものとする。 厳しい定員管理の状況の下、人員強化は望めないため、他自治体の情報を収集し、「認定審査会の広域化」を検討する必要があると思われる。						
(3) 最終評価 企画調整会議において評価を行う					上記評価のとおり。						